

UBC情報



発行：2024年2月1日

No. 284

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和5年分の所得税確定申告書の受付は、2月16日(金)～3月15日(金)までです。納付期限も3月15日です。

振替納税をご利用の場合は、

申告所得税及び復興特別所得税 4月23日(火)

消費税及び地方消費税 4月30日(火) です。

トピックス

1月から適用された主な制度（相続贈与関連・その他）

本年1月から適用開始となった制度のうち、相続や贈与に係るものは以下のとおりです。

◎マンションに係る相続税評価の見直し

居住用の区分所有財産（分譲マンション）の相続税評価額と市場価格に大きな乖離があることから、令和6年1月以後の相続や贈与で取得した分譲マンション（一室）は、従来の評価額に一定の補正率を乗じて市場価格の6割程度にする評価方法が適用されます。

◎暦年課税による生前贈与の加算期間の延長

相続等により財産を取得した方が、被相続人から生前贈与により取得した財産がある場合に、その贈与財産を相続財産に加算する期間が相続開始前3年以内から「7年以内」となります。なお、令和6年1月以後の贈与で取得する財産に係る相続税に適用されるため、9年1月以後の相続から3年超の加算期間となり、13年1月以後に7年となります。

◎相続時精算課税に係る基礎控除の創設

60歳以上の父母・祖父母などから18歳以上の子・孫などが贈与を受ける場合、暦年課税に代えて適用できる相続時精算課税について、令和6年1月以後の贈与から年110万円の基礎控除が創設され、基礎控除分の贈与財産は相続財産に加算されません。

◎相続した空き家に係る譲渡所得の特別控除の見直し

相続等により取得した被相続人の居住用家屋等（空き家）を譲渡した場合に譲渡所得から最高3千万円を控除する制度について、令和6年1月以後に行う譲渡から、①家屋の耐震リフォームや取壊し等を「譲渡後」に実施する場合も対象に加える、②被相続人の居住用家屋等を取得した相続人が3人以上の場合は控除額を2千万円に引下げます。

相続・贈与関連以外の制度は以下のとおりです。

◎新NISAの開始

上場株式等から得られる利益が非課税となるNISAについて、一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠（年間投資上限120万円）」と、幅広い投資商品が対象となる「成長投資枠（同240万円）」の併用により年360万円まで投資可能となり、無期限で保有できる制度に変わります。なお、非課税保有限度額は買付額ベースで1800万円（うち成長枠は1200万円まで）です。

◎電子帳簿保存法の改正

請求書や領収書等を電子データで授受する「電子取引」について、授受した電子データを要件（改ざん防止や検索機能など）に従い保存できない相当の理由がある場合は税務調査等の際に電子データ及び出力書面の提示等ができるようにしておくことで認められる猶予措置の新設（出力書面のみを保存を認める措置は廃止）など、紙の国税関係書類をスキャナで読み取ったデータで保存する「スキャナ保存」について、解像度・階調・大きさ情報を不要とするなどが実施されます。

◎住宅ローン減税の借入限度額引下げ等

住宅ローン残高の0.7%を最大13年間、所得税額等から控除する住宅ローン減税について、新築・買取再販住宅に係る借入限度額の引下げ（令和6年度改正で子育て世帯等は5年までの限度額を据置く予定）、1月以降に建築確認を受けた新築住宅で省エネ基準を満たさない場合は本制度の対象外となります。

◎エコカー減税等の基準引上げ

燃費や排ガス性能に優れた自動車の自動車重量税を減免する「エコカー減税」や、購入時に燃費性能等に応じて課税する「環境性能割」の適用基準が引上げられます。

医療費控除の適用を受ける場合は

1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が原則10万円（総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%）を超える場合は、その超える部分の金額（最高200万円）を所得控除できる医療費控除の適用を受けることができます。なお、セルフメディケーション税制（特定のOTC医薬品の購入費が対象）との選択適用となります。

◆医療費控除の対象となる費用◆

◎対象になる費用

*医師等に支払う診療・治療の費用、*入院費用（身の回り品の購入費用や自己都合で個室にした場合の差額ベッド代などは除く）、*風邪などの治療に必要な医薬品の購入費、*通院費用（電車等の交通機関を利用した場合に限る）、*介護に係る一定の費用など、治療等に直接必要な費用が対象になります。

◎対象にならない費用

*予防接種の費用、*健康診断等の費用、*疲労回復のためのマッサージ代、*美容目的の歯列矯正など、病気予防や健康維持などを目的とした費用は対象外となります。

◎保険適用外の自由診療の場合

保険適用の有無に関わらず治療目的であれば原則、対象になります。

◎健診等で疾病が発見された場合

健診等の費用は対象外とされていますが、健診等で疾病が発見され治療する場合は、健診等の費用も対象になります。

◎医療費を補填する保険金等がある場合

入院給付金や高額療養費などの補填される金額がある場合は、対象となった医療費を限度として差し引きます。

◎未払いの医療費がある場合

その年中に実際に支払われた医療費が対象になるため、未払いの医療費は対象外となります。

協会けんぽから届く「医療費のお知らせ」

協会けんぽは加入者の医療費情報が記載された「医療費のお知らせ」を1月中旬から事業主に順次送付しています。

医療費控除の適用を受ける方は、「医療費のお知らせ」を添付することで「医療費控除の明細書」の記載を簡略化することができますが、お知らせに記載されている医療費は令和5年8月診療分までとなっているため、9月～12月診療分は領収書に基づき明細書を作成する必要があります。また、保険適用外の費用なども記載されていません。

給与所得者に副収入等がある場合

年末調整が済んでいる給与所得者でも、フリマアプリやネットオークションを利用した取引などによる副収入等があり、給与所得及び退職所得以外の所得が合計20万円を超える場合は確定申告が必要となります（生活に使用した資産の売却による所得は非課税）。

副収入等の所得が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はないとされていますが、これは20万円以下の所得を申告しなくてもよいという規定ではありません。例えば、医療費控除や寄附金控除などの適用を受けるために還付申告を行う場合は、副収入等による20万円以下の所得も併せて申告をする必要があります。

被災した取引先等に支援を行った場合

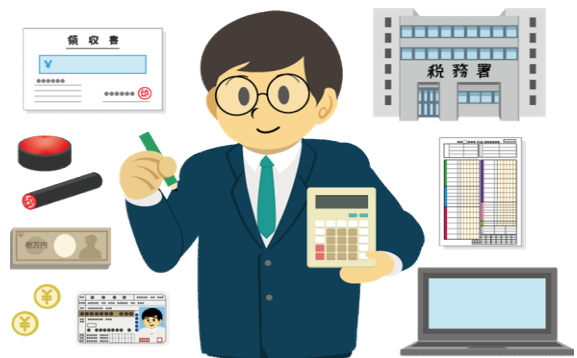
能登半島地震により多くの企業が被害を受けていますが、法人が取引関係の維持・回復のため、被災した取引先等に災害見舞金や事業用資産の提供等を行なった場合、その費用は寄附金又は交際費等に該当しない費用として損金に算入されます。

また、復旧支援として売掛金や貸付金等の債権を免除する場合や、既に契約で定められたリース料、貸付利息、割賦代金を減免する場合などは、免除等による損失を損金に算入できます。

なお、不特定又は多数の被災者に救援として自社製品等の提供を行った場合には、広告宣伝費に準ずるものとして損金になりますが、これは他から購入した物品等を提供する場合も含まれます。

編集後記

インフルエンザ等に感染しないように手洗いやうがいの励行とマスクの着用で、繁忙期を乗り切りたいと思います。



発行元 (株)ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753
MAIL: info@ubc-net.com
URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 284

発行：2024年
2月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会
(一社)全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書総論 ～事業活動計算書の内容・種類及び様式～

法人の1年間の事業活動の成果は、法人全体の他に、事業区分、拠点区分、サービス区分単位での作成が求められています。そのため各区分の収益・費用を算定するために、複数の区分に共通して発生する収益及び費用は「合理的な基準」によって、各区分に按分計算することが求められます。会計基準省令第2条第1項第3号の「継続性の原則」から、基本的に每期同じ基準にて按分計算する必要があります。そのため、経理規程等にて、対象となる勘定科目、按分基準を拠点区分別、サービス区分別に明確に定めておく必要があります。具体的な勘定科目、按分方法としては、「運用上の留意事項第13項及び別添1」にて定められていますが、勘定科目が別添1に示すものがない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に按分して差し支えありません。

◆事業活動計算書の内容

事業活動計算書は、法人の1年間の事業活動の成果（期間損益）を適切に示すことを目的として作成される計算書類のうちの1つであり、会計基準省令において以下のように定められています。

第三章 計算書類

第三節 事業活動計算書

第十九条（事業活動計算書の内容）

事業活動計算書は、当該事業年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

第二十条（事業活動計算の方法）

事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

- 2 事業活動計算に当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

◆事業活動計算書の種類及び様式

事業活動計算書の種類及び様式は、会計基準省令にて以下のように定められているとともに、第二号様式として事業活動計算書の雛型が定められています。

第三章 計算関係書類

第三節 事業活動計算書

第二十三条（事業活動計算書の種類及び様式）

法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。

- 2 事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。
- 3 拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。
- 4 第一項から前項までの様式は、第二号第一様式から第四号様式までのとおりとする。

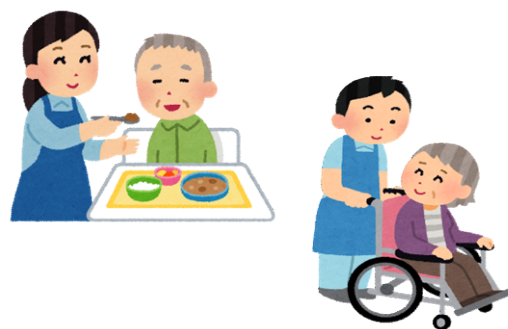


2020年6月12日「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が可決、成立し、①社会福祉法、②介護保険法、③老人福祉法、④地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律及び⑤社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の5つの法改正がなされました。法改正の趣旨は、多様化した介護・福祉ニーズに対応するサービス提供体制を整備するなどの観点から、経済的・人的資源など各種支援制度の整備促進をはじめ、事業の持続性やサービスの質向上に向けた医療・介護のデータ利活用整備を推進していくことにあります。

2000年の介護保険法等を契機に、介護福祉業界では大きな制度改革が行われてきましたが、それ以降社会福祉法人は、「措置から契約への転換」「民間企業等の参入」により“競争市場”での活動を余儀なくされました。また、2016年の法改正では、社会福祉法人制度改革に本丸がおかれ、「経営組織のガバナンス強化」「事業運営の透明性の向上」「社会福祉充実残額の活用による地域における公益的な取組みの推進」等の制度見直しが行われ、“地域社会への貢献”という社会福祉法人のミッションが明確になりました。そして、2020年の法改正では、社会福祉法人が自主的な判断のもとに“地域社会への貢献”を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑・多様化する福祉ニーズに対応する観点から、社会福祉連携推進法人制度が創設されました。さらに、2020年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」の中で、「希望する社会福祉法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、『社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（仮称）』を2020年度に策定し、周知や好事例の横展開を行う」ことを踏まえ、社会福祉法人の合併や事業譲渡等の手続や留意点を整理する観点から「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」及び「合併・事業譲渡等マニュアル」が厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より発出されました（→筆者も当該マニュアル等の作成に参与）。これにより、社会福祉法人が複数の施設・事業所を運営して法人の経営基盤を強化するための組織再編等の枠組みが整備されたといえます。

社会福祉法は過去の法改正でも、福祉の充実に資するための合併に関する法的手続の創設等、組織再編等の枠組みも含めた制度改正が実施されています。社会福祉法人の組織再編等に関する制度改正の経緯をまとめると以下ようになります。（総合福祉研究会）

改正年	概要	主な狙い
2000年	・介護保険制度導入 ・措置から契約へ	複雑・多様化するニーズへの対応
2016年	・組織経営のガバナンス強化 ・財務規律の強化	事業運営の透明性の向上
2020年	・社会福祉連携推進法人創設 ・合併・事業譲渡等ガイドラインやマニュアルの整備	経営基盤の強化による事業の持続性、サービスの質向上



◆各種規程の位置づけ

前述のガイドラインやマニュアル、そして同時期に改正された社会福祉法人会計基準等の主な内容を整理すると以下の通りです。

規程等	主な内容
社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知（2020.9.11））	社会福祉法人の現状と課題、事業展開の主な手法と期待される効果、合併の手続と留意点、事業譲渡等の手続と留意点
合併・事業譲渡等マニュアル（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡（2020.9.11））	社会福祉法人における合併・事業譲渡等の手引き（上記ガイドラインを実務担当者向けに具体化）
社会福祉法人会計基準等改正（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知等（2020.9.11））	組織再編等の定義、合併・事業譲渡等を行った場合の計算書類の注記方法